

**最高人民法院による
「専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」
という司法解釈公衆意見募集案が公表されました**

三協国際特許事務所
中国専利代理人
法学博士 梁 熙艶

中国における専利権侵害裁判は、専利制度の導入によって、無から有へ、小から大へと、20年余りの歳月を歩んできました。この20年の間、中国法院の裁判官らは諸外国の裁判経験を如何に中国の専利権侵害裁判に取り入れるかについて模索しながら、幾つかの基本的原則を確立してきました。しかし、中国における専利権侵害裁判の歴史は20年余りしかないため、100年以上の裁判の歴史を持つ国々に比べて、裁判の経験がまだ浅く、裁判例の蓄積が少ないため、似たような案件であっても、法院又は担当裁判官の違いによって、結論が異なるケースがありました。

専利権侵害裁判の基準を統一させるために、最高人民法院は、中国司法制度の特色とも言える「司法解釈」制度に基いて、2001年に、専利法の第二次改正に合せて、二つの重要な司法解釈を公布しました。

(1) 提訴前の専利権侵害行為差止めにおける適用法律問題に関する若干の規定

(司法解釈 {2001} 20号)

(2) 専利紛争案件審理に適用される法律問題に関する若干の規定

(司法解釈 {2001} 21号)

しかし、上記二つの司法解釈は、手続き法上の法的解釈に重点が置かれ、実体法に関する規定は少なかったです。これに対し、最高人民法院は2003年10月に実体法に関する司法解釈の案（計71箇条）を一度検討したことがありましたが、その案には、実際の裁判を通じて実証されていない内容も含まれていたため、司法解釈として公布するには、時期尚早と判断され、見送りとなりました。

この度、最高人民法院は、専利法の第三次改正に合せて、専利権侵害裁判において最も重要な実体法に関する司法解釈作成のための公衆意見募集案「専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」を2009年6月18日に公表しました。この司法解釈公衆意見募集案は、計25箇条あり、発明、実用新案のクレーム解釈、外観設計の類似判断、間接侵害、先使用権の抗弁など、専利権侵害裁判において特に重要な内容をほぼ包括しています。

この司法解釈公衆意見募集案に関し、ご意見及びご提案がある場合は、2009年7月10日までに中国法院網 (<http://www.chinacourt.org/wsdc/>) をアクセスして意見を送ることができます。

弊所はこの司法解釈公衆意見募集案を取り急ぎ日本語に翻訳し（ただし、各条文に付される表題は弊所が付けられたものです）、皆様に中国における専利権侵害裁判の最新の動向の把握に活用して頂ければ幸甚です。

専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈

(最高人民法院 司法解釈公衆意見募集案 2009.6.18 公表)

専利権侵害紛争案件を正確に審理するため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律規定に基づき、裁判実務を統合し、本解釈を制定する。

第一条（訴えの変更）

権利者は、発明又は実用新案専利権の保護を求める場合、その主張する請求項を明確にしなければならない。人民法院は、権利者が主張する請求項に対し、専利法第59条1項の規定を根拠に専利権の保護範囲を認定する。第一審の法廷弁論終結までに権利者がその主張する請求項を変更する場合、人民法院はそれを認める。

第一審判決言渡しの前に、権利者の主張する請求項が無効と宣告され、専利権がその他の請求項に基づいて有効として維持された場合、権利者が当該その他の請求項を根拠に専利権の保護範囲を認定することを求めたときは、人民法院はそれを認める。前記無効宣告が第一審判決言渡しの後、第二審判決言渡しの前に発生した場合、権利者が第一審において主張しなかった請求項を主張して専利権の保護範囲を認定することを求めたときは、第二審人民法院は当事者の意思を優先して和解調停を行い、和解に至らなかつた場合には、権利者に新たな訴訟を提起するように告知する。第一審において既に主張した請求項に関し、第一審人民法院による判決では言及されなかった場合、第二審人民法院は当事者の意思を優先して和解調停を行い、和解に至らなかつた場合には、原審に差し戻す。ただし、当該判決に言及されなかった請求項が侵害か否かの認定に影響しない場合は、この限りでない。

権利者は従属請求項を主張して専利権の保護範囲を認定することを求めた場合、人民法院は当該従属請求項に記載された付加的技術的特徴及びその引用された請求項に記載された技術的特徴で専利権の保護範囲を認定する。

第二条（当該分野の一般技術者による明細書、図面の参酌）

人民法院は、当該分野の一般技術者が明細書及び図面を読んだ上で理解した請求項の内容に基づいて、発明又は実用新案専利権の保護範囲を認定する。当該分野の一般技術者が理解した請求項の内容は請求項の文言上の意味と異なる場合、専利権の保護範囲は、当該分野の一般技術者が理解した請求項の内容に基づいて認定される。

専利権の保護範囲は発明の目的に合致すべきであり、発明が克服しようとする従来技術の欠陥又は不足する技術方案を含めてはならない。

第三条（文言解釈）

人民法院は、明細書及び図面、特許請求の範囲におけるその他の請求項、専利審査包

袋を請求項における関連内容の解釈に用いることができる。請求項における用語が明細書において特別に定義している場合、当該特別な定義を請求項における用語の意味とする。上記の方法を使っても、請求項における用語の意味をまだ特定できない場合は、辞書など参考図書及び教科書等公知文献及び当該分野の一般技術者が理解する通常の意味で解釈することができる。

第四条（均等侵害）

専利法第59条に規定する「発明又は実用新案専利権の保護範囲」は、請求項に記載された技術的特徴で特定する範囲を含む。権利者が専利権の保護範囲が均等な技術的特徴で特定する範囲を含むと主張した場合、人民法院は当該均等な技術的特徴で専利権の保護範囲を認定すべきである。

前項で言う「均等な技術的特徴」とは、請求項に記載された技術的特徴に比べて、基本的に同一の手段で、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、且つ、当該分野の一般技術者が侵害行為発生時において創造的作業なしに想到できる特徴を指す。

第五条（機能的、効果的に記述された請求項の解釈）

請求項における技術的特徴が機能的又は効果的に記述されている場合、人民法院は明細書及び図面において当該技術的特徴に関して記載された具体的実施例及びその均等な実施例で、当該技術的特徴の内容を認定すべきである。

第六条（請求項にクレームしていない内容は保護しない）

明細書又は図面のみに記載され、特許請求の範囲に記載されていない技術方案に関し、権利者は専利権侵害訴訟において専利権の保護範囲にその技術方案が含まれると主張した場合、人民法院はそれを認めない。

第七条（禁反言）

専利権付与又は無効審判手続きにおいて、専利出願人又は専利権者が自発的又は審査官の要求に応じて請求項に対し減縮的な補正又は陳述を行い、専利権侵害訴訟において権利者は専利権の保護範囲に当該放棄された技術方案が含まれると主張した場合、人民法院はそれを認めない。

第八条（オールエлементルール）

人民法院は被疑侵害技術方案が専利権の保護範囲に属するかを判断に際して、請求項に記載されている如何なる技術的特徴も見過してはならない。

被疑侵害技術方案には請求項に記載された全ての技術的特徴と同一又は均等な特徴が含まれている場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が専利権の保護範囲に属すると認定

すべきである。被疑侵害技術方案の特徴を請求項に記載された全ての技術的特徴と比較して、一つ又は一つ以上の技術的特徴が欠けており、又は、一つ又は一つ以上の技術的特徴が同一でもなく均等でもない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が専利権の保護範囲に属さないと認定すべきである。

第九条（外観設計専利権の保護範囲）

人民法院は、外観設計専利製品と同一又は類似の製品において、権利付与された外観設計と同一又は類似の外観設計に従って、専利法第59条2項の「外観設計専利権の保護範囲」を認定すべきである。

製品の種類が同一又は類似するが、被疑侵害設計は権利付与された外観設計と同一でもなく類似でもない場合、或いは、被疑侵害設計が権利付与された外観設計と同一又は類似するが、製品の種類が同一でもなく類似でもない場合、人民法院は被疑侵害設計が外観設計専利権の保護範囲に属さないと認定する。

第十条（製品類似の判断基準）

本解釈第九条で言う「製品の種類が同一」とは、用途が同一の製品を指す。「製品の種類が類似」とは、用途が類似の製品を指す。

人民法院は、外観設計の国際分類及び簡単な説明に記載された製品の名称、用途を参考し、且つ、製品の販売状況、実際の使用状況などを考慮に入れて、製品の用途を認定する。

第十一条（判断の主体）

人民法院は、外観設計が同一又は類似するかを判断する際に、外観設計専利製品の関連公衆の知識レベル及び認知能力を基準とする。

前項で言う関連公衆とは、権利付与された外観設計の関連設計の状況に対し常識的な知識を有し、且つ、異なる外観設計間の形状、図案、色彩上の違いに対し、一定の識別能力を有するが、形状、図案、色彩における僅かな変化に対しては、一般的には気を配らない者である。

第十二条（類似の判断）

人民法院は、外観設計が同一又は類似するかを判断する際に、外観設計の全体的視覚効果に基づき、外観設計専利権保護範囲内の全ての設計特徴を総合的に考慮に入るべきである。ただし、製品の技術的機能を実現するために採用された唯一の外観設計の特徴、製品の材料、内部構造等全体的視覚効果に影響を与えない特徴は考慮してはならない。

被疑侵害設計が権利付与された外観設計と全体的視覚効果上において関連公衆に混同

を生じる場合、人民法院は被疑侵害設計が権利付与された外観設計と類似すると認定すべきである。被疑侵害設計には権利付与された外観設計の設計要点が含まれていない場合には、被疑侵害設計が権利付与された外観設計と全体的視覚効果上において関連公衆に混同を生じないと認定すべきである。

前項で言う「設計要点」は、権利付与された外観設計が従来設計に対し、関連公衆に顕著な視覚的影响を与える設計の特徴である。人民法院は、外観設計の「簡単な説明」を参考に設計要点を認定することができる。

第十三条（リサイクル問題）

専利製品の組み立てに対し、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「製造」に属すると認定すべきである。ただし、製品が通常セットで販売され、販売者又は使用者によって組み立てられる場合は、この限りでない。

特定の包装物外観設計製品を回収して同一又は類似の製品の包装に用いることに対し、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「製造」とみなすべきである。

第十四条（専利製品が部品である場合の扱い）

発明又は実用新案専利権を侵害する製品を他の製品の部品として他の製品を製造することに対し、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「使用」に属すると認定すべきである。その他の製品を販売することに対し、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「販売」に属すると認定すべきである。

外観設計専利権を侵害する製品を他の製品の部品として他の製品を製造し且つ販売することに対し、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「販売」に属すると認定すべきである。

前記二つの条項に定める状況に対し、被疑侵害者の間に役割分担がある場合、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「製造」に属すると認定すべきである。被疑侵害者は侵害製品の合法的出所を提供しないか、又は提供した侵害製品の合法的出所が真実ではない場合、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「製造」に属すると認定すべきである。

第十五条（専利方法によって直接的に得られた製品の解釈）

専利方法によって得られた原始的製品に対し、人民法院はそれを専利法第11条、第69条に規定する「専利方法によって直接的に得られた製品」と認定すべきである。

当該原始的製品に対してさらに加工、処理を行い、後継の製品を得る行為に対し、人民法院はそれを専利法第11条に規定する「当該専利方法によって直接的に得られた製品を使用する場合」と認定すべきである。

第十六条（間接侵害）

ある製品が特定の発明又は実用新案専利の実施のみに用いる原材料、中間製品、部品、設備等であることを行行為者が知りながら、それを第三者に提供して専利権を侵害する行為に対し、権利者は当該行為者と第三者とが連帶的民事責任を負うと主張した場合、人民法院はそれを認める。当該第三者の実施が生産経営の目的ではなく、権利者は当該行為者が民事責任を負うと主張した場合、人民法院はそれを認める。

第十七条（公知技術の抗弁）

発明又は実用新案専利権侵害訴訟の被疑侵害者は公知技術の抗弁を主張し、被疑侵害技術方案における専利権の保護範囲に属すると訴えられた全ての技術的特徴は、ある公知技術の対応する技術的特徴と同一又は均等の場合、人民法院はそれを専利法第62条に規定する「被疑侵害者が、その実施した技術が従来の技術であることを証明できる証拠を有する場合」と認定する。

被疑侵害者が既に公開された抵触出願（出願日前に出願され、出願日後に公開されたもの）をもって侵害していないと抗弁した場合、人民法院は前項の規定を参照して適用できる。

第十八条（公知設計の抗弁）

外観設計専利権侵害訴訟の被疑侵害者は公知設計の抗弁を主張し、被疑侵害設計は、ある公知の製品の外観設計と同一又は類似する場合、人民法院はそれを専利法第62条に規定する「被疑侵害者が、その実施した設計が従来の設計であることを証明できる証拠を有する場合」と認定する。

被疑侵害者が既に公開された抵触出願（出願日前に出願され、出願日後に公開されたもの）をもって侵害していないと抗弁した場合、人民法院は前項の規定を参照して適用できる。

第十九条（先使用権の抗弁）

被疑侵害者は違法的手段で獲得した技術又は設計をもって先使用権の抗弁を主張した場合、人民法院はそれを認めない。

以下に示すいずれかの状況に該当する場合、人民法院はそれを専利法第69条2号に規定する「すでに製造、使用のために必要な準備をし」に属すると認定する。

- (一) 発明創造を実施するのに必要となる主な技術図面又は工程書類を既に完成した；
- (二) 発明創造を実施するのに必要となる主な設備又は金型を既に製造又は購入した。

専利法第69条2号に規定する「従前の範囲」とは、専利出願日前に既に存在する生産規模、既に存在する生産設備を利用し又は既に揃えた生産の準備に基づいて達成できる生産規模が含まれる。

先使用権者は専利出願日後に、その実施された又は実施するために必要となる準備の技術又は設計を他人に譲渡又は実施許諾し、且つ当該実施行行為は「従前の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合」に属すると主張した場合、人民法院はそれを認めない。ただし、当該技術又は設計が元の企業と一括して譲渡又は承継した場合はこの限りでない。

第二十条（技術標準）

専利権者の同意を得て、専利が国家、業界、又は地方標準制定組織によって公布された標準に取り入れられ、且つ、標準には当該専利の詳細が開示されていない場合、人民法院は、他人に標準を実施すると同時にその専利を実施することは専利権者が許諾したと認定することができる。ただし、専利が法に依って標準の方式しか実施できない場合は除外される。専利権者は標準実施者に使用料の支払いを要求する場合、人民法院は、その専利の創新程度及び標準における役割、標準の属する技術分野、標準の性質、標準の実施範囲などを総合的考慮し、使用料の金額を合理的認定しなければならない。ただし、専利権者は使用料不要を承諾した場合、この限りでない。

標準では当該専利及びその許諾実施条件が開示され、他人がその開示された条件に従って当該専利を実施しておらず、当事者は開示された許諾実施条件に従って専利を実施すべきと主張した場合、人民法院は、それを認める。開示された許諾実施条件が明らかに不合理な場合、当事者の請求に基づき、人民法院はそれを適切に調整することができる。許諾実施条件が開示されておらず、又は開示された許諾実施条件が不明瞭な場合、当事者は協議で解決することができる。合意に至らなかった場合は、人民法院に許諾実施条件の確定を求めることができる。

法律、行政法規で標準に関する専利の実施に定めがある場合、その定めに従う。

第二十一条（賠償金の算定）

人民法院は専利法第65条1項の規定に基づき「侵害者が侵害により得た利益」を算定するにあたって、「侵害者が専利権その権利自体を侵害したことにより得た利益」に限られるべきである。侵害者が得た利益はその他の要因と共同で生じた場合、当該その他の要因で生じた利益を侵害者が侵害により得た利益から除くべきである。

侵害された発明、実用新案専利権に係る製品がその他の製品の部品である場合、人民法院は当該部品自身の価値及び完成製品の利益を実現させる過程における役割などの要因に基づき、賠償金を算定すべきである。その部品が完成製品の技術的機能又は効果を実現するための鍵となる部品であり、且つ、完成製品の価値が主に当該部品によって体現されている場合、人民法院はその完成製品の利益に従って賠償金を算定することがで

きる。

侵害された外観設計専利権に係る製品が包装物である場合、人民法院は当該包装物自身の価値及び被包装製品の利益を実現させる過程における役割などの要因に基づき、賠償金を算定すべきである。その包装物外観設計は一般消費者の購買意欲を引き出す主な要因であり、且つ、被包装製品とは販売時に分離不可能な場合、人民法院はその被包装製品の利益に従って賠償金を算定することができる。

第二十二条（発明専利の臨時の保護期間）

人民法院は専利法第13条に規定する発明専利の臨時の保護期間における使用料に関する紛争案件を審理する場合、専利権侵害に関する法律規定を参照することができる。

被疑侵害者が臨時の保護期間に発明専利を実施したかを判断する際、出願公開された専利権の保護範囲と専利付与公告された専利権の保護範囲と異なる場合、人民法院は、狭い方の専利権の保護範囲を基準とすべきである。

第二十三条（権利非侵害確認訴訟の受理条件）

権利者は他人に専利権侵害に関する警告を発し、警告を受けた者又は利害関係者が書面にて権利者に権利の行使を催促し、権利者は当該書面による催促を受け取った日より1カ月以内に、警告の取り下げ及び訴訟の提起のいずれもせず、警告を受けた者又は利害関係者は非侵害確認訴訟を提起した場合、人民法院はそれを受理すべきである。

第二十四条（立証責任の転換に係る新製品の認定）

製品又は製品の技術方案が専利出願日前に国内外の公衆に知られていない場合、人民法院は当該製品を専利法第61条1項に規定する「新製品」と認定する。

第二十五条（法改正に伴う経過措置）

被疑専利権侵害行為が、2009年10月1日以前に発生した場合は法改正前の専利法が適用され、2009年10月1日以降に発生した場合は法改正後の専利法が適用される。